資料９－④

トラック運送業の働き方改革に向けた厚生労働省の取組

厚生労働省　労働基準局
労働条件政策課

１．令和２年度予算事業　自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業　P. 2

２．働き方改革推進支援センターにおけるトラック運送事業者へのサポート事例　P.6

３．令和３年度予算事業について　P.7

１．令和２年度予算事業　自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

（１）トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトの運営・拡充

トラック運転者の長時間労働改善に向けた周知用コンテンツやガイドライン等をまとめたポータルサイト（令和元年度に開設）について、以下のような新規コンテンツを追加掲載し拡充。

○主な追加コンテンツ

「荷主」企業向け

荷主企業同士が物流生産性向上とトラック運転者の長時間労働改善に向けた意見交換を行うオンラインミーティング（あい積ミーティング）を、厚生労働省の主催により令和３年１～２月に全４回開催。開催結果の報告書を掲載。

企業向け

荷主企業とトラック運送事業者の双方に向けた、トラック運転者の労働時間の改善を進めるための対応策や有用な好事例等のコンテンツを提供。

令和２年度は荷主向け周知用動画を作成し、荷主・運送事業者が取引環境と長時間労働の改善に向けた取組を実際に始めるに当たっての両者の具体的な交渉過程等をドラマ形式（アニメーション）で再現。令和２年12月４日に「発荷主」向け動画、令和３年２月26日に「着荷主」向け動画をそれぞれ追加。

イラストコンテンツ

サプライチェーンのイラストをクリックするだけで、「集荷」「発荷主」「輸送」「着荷主」「複数配送」の各領域において、トラック運転者の長時間労働に繋がっているかもしれない問題や、その問題解決に繋がる施策候補例を、荷主・トラック運送事業者が簡単に確認できるコンテンツを、令和２年12月４日に追加。

<ポータルサイト　トップ画面のイメージ（抜粋）>
（令和３年２月時点）

（２）荷主企業同士が意見交換を行うオンラインミーティングの開催

■ 「荷主連携マッチング～あい積(づみ)ミーティング～」

トラック運転者の長時間労働改善に向けて、「荷主どうし」の共同配送に興味のある荷主企業を、ポータルサイトを通じて募集。「荷主連携マッチング～あい積ミーティング～」と題して、荷主企業が、物流生産性向上とトラック運転者の長時間労働改善に向けた意見交換を行うオンラインミーティングを、厚生労働省の主催により令和３年１～２月に全４回開催。開催結果の報告書をポータルサイトに掲載することにより、好事例の普及を行っている。

＜荷主同士の連携の例（共同配送）＞

【あい積ミーティング開催概要】

- 参加企業数　８社（延べ10社）
- 開催結果（概要）
  - ・地場配送での連携（関西エリアでの共同配送 等）
  - ・幹線輸送での連携（関西・関東間の往復幹線での共同配送 等）
- 全体総括

  あい積ミーティングは、トラック運転者の労働時間短縮に向けて「荷主企業どうしの連携の“きっかけ”」を創る場であるが、今回は、全ての参加企業が、あい積ミーティングでの意見交換の結果を踏まえて、連携に向けた具体的な検討を継続することとなった。
- 参加企業の声（抜粋）
  - ・異業種の荷主企業と出会える場は、ほとんどない。この取組を是非とも続けて欲しい。
  - ・荷主という立場で、運送事業者とのパートナーシップ構築に悩んでいる。共同配送に限らず、様々な内容で、今後も意見交換をしていきたい。

（３）荷主に向けた自動車運転者の労働時間短縮のための周知用動画の作成

■発荷主企業・着荷主企業向け周知用動画

　トラック運転者の長時間労働改善に向け、荷主・運送事業者が取り組む内容について、平成30年度に策定した「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」における取組の進め方をもとに、荷主・運送事業者が取引環境と長時間労働の改善に向けた取組を実際に始めるに当たり、両者の具体的な交渉過程等をドラマ形式（アニメーション）で再現。

発荷主企業向け動画

令和２年12月４日公開

（再生数）令和３年５月20日時点で4,200回以上

着荷主企業向け動画

令和３年２月26日公開

（再生数）令和３年５月20日時点で1,200回以上

～あらすじ～

　ある運送事業者は、トラック運転者の長時間労働の改善に向けた取組について、荷主に協力を依頼するが、断られてしまう。運送事業者は、インターネットで見つけた「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」において、「簡単自己診断」を実施。その自己診断結果に記載されている荷主のメリットを参考に、再度、荷主と交渉したところ、その取組によるメリットについて、荷主に納得してもらうことに成功。取組にかかる費用の応分負担について協議した上で、早速、取組を実施することとなった。

（4）荷主・トラック運送事業者・一般の方に向けたイラストコンテンツの作成

■イラストコンテンツ「始めてみよう改善活動」

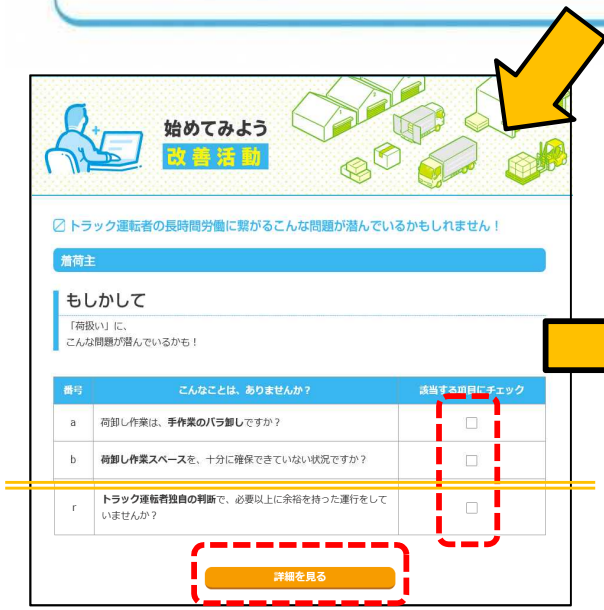

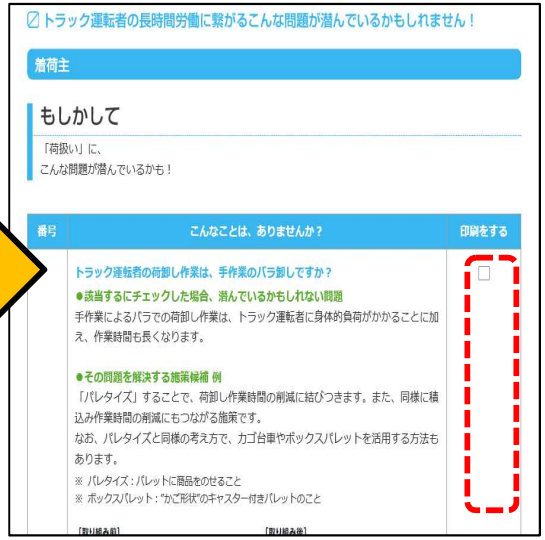

サプライチェーンのイラストをクリックするだけで、トラック運送における「集荷」「発荷主」「輸送」「着荷主」「複数配送」の各作業領域において、荷主・運送事業者が、トラック運転者の長時間労働に繋がっているかもしれない問題や、その問題解決に繋がる施策候補例※を簡単に確認できるイラストコンテンツ。

※　得られる施策候補例は、企業向けコンテンツ「簡単自己診断」（令和元年度に公開）で得られる施策候補例と同一のもの

- 「簡単自己診断」では、「運転時間」「荷扱い時間・付帯作業時間」「待ち時間」といった、作業時間という切り口から問題や施策候補例を確認できる。

✓ 「始めてみよう改善活動」では、「簡単自己診断」とは異なり、トラック運送における「集荷」などの作業領域という切り口から問題や施策候補例を確認できる。

＜STEP１＞

ポータルサイトトップページ上の「始めてみよう改善活動」において、確認したい作業領域をクリックして選択する

＜STEP２＞

表示された質問に、当てはまるものについてチェック

＜STEP３＞

自己診断結果と、改善のための施策候補の紹介

＜STEP４＞

診断結果・施策候補等を印刷可能

２．働き方改革推進支援センターにおけるトラック運送事業者へのサポート事例

働き方改革推進支援センター　トラック運送事業者へのサポート事例（令和2年度）

《令和2年度》

労働時間の削減、年次有給休暇の取得率向上

「A社 X支店」（兵庫県／運送業／労働者数26名）

【支援前の状況】

- 下記3点の課題を解決するために、専門家のアドバイスが欲しい。
  ①36協定の対応に苦慮している
  ②時間外労働時間の削減を図りたい
  ③年次有給休暇の取得率向上を図りたい

【専門家の支援】

- 限度時間を超えて時間外・休日労働を行わせる場合、特別条項付き36協定届様式に変更することについて助言。
- 運賃の値上げを行い、それを原資とした働き方改革の取り組み成果をお客様に報告することで、お客様とともに協力マインドの醸成を行っている企業もあることを紹介。
- 売り上げは落ちるが仕事を断るなどによって、社員が年次有給休暇を年５日取得できるよう、管理・経営層が職場を回り啓蒙活動を行うことも大切である旨を提案。

【支援後の効果・声等】

- 働き方改革関連法による改正点の制度趣旨等を理解するとともに、担当専門家からの提案も参考にしながら、今後も改善を進めることを確認。

【参考】《令和元年度》

働きやすい職場環境づくりのための規則等の整備と管理職の意識改革

「B社」（静岡県／運送業／労働者数31名）

【支援前の状況】

- 働きやすい環境づくりに向けて、下記４点を実施するための専門家のアドバイスが欲しい。
  ①賃金規程の整備　②就業規則の整備
  ③研修体制の整備　④管理職の意識改革

【専門家の支援】

- M&Aによる新しい組織づくりを実施しているという事業者の状況を踏まえ、取組の方向性が企業理念の内容に沿ったものであることを確認しながら、少しずつ整備を進めることを助言。
- 専門家による管理職への面談を行い、働き方改革への対応状況についてヒアリングを実施。その結果を踏まえて、取組を実効性のあるものとするために、管理監督者が率先して、時間外労働の上限規制適用に向けた土台づくりを行うことが重要であることを助言。

【支援後の効果・声等】

- 上記の助言を踏まえ、直近の目標として、２年後を目途に「高卒者を受け入れられる職場環境づくり」を目指していくことを確認。

３．令和３年度予算事業について

自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策

予算額　1.5億円

■ トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトの継続運用・拡充

・トラック運転者の労働時間短縮に向けた荷主間の協力による取組についての周知用コンテンツ掲載等、順次拡充。

・トラック運送業の労働時間等に係る問題解決につながる共創のプロセスも含んだ意見交換会を国民（消費者；荷主企業勤務者等を想定）とトラック運転者を対象に開催し、協力する運送事業者に意見交換会を踏まえた取組への支援を実施することにより、成果を普及

■ 自動車運転者の労働時間等に係る実態把握（トラック）

トラック運転者の労働時間等の改善に向け、実態調査を実施。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

■ 働き方改革推進支援センター

予算額　67億円

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取り組むことが重要であるため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置。

①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃金制度等の見直し方などについて、

○ 窓口相談の実施、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施

○ 労務管理などの専門家が事業所への個別訪問などにより、36協定届・就業規則作成ツールや業種別同一労働同一賃金マニュアル等を活用したコンサルティングの実施

○ 各地域の商工会議所・商工会・中小企業中央会・市区町村等への専門家派遣による相談窓口への派遣

などの、技術的な相談支援を行う。また、ポスト・コロナ時代の新しい働き方を踏まえ、テレワーク相談センターと連携した支援を行うとともに、業種別団体に対し専門家チームによる支援を行うことにより、効果的・効率的な支援を行う。

（１）荷主間の協力による取組についての周知用コンテンツや課題解決に向けた連携の創出への取組

■物流ワンポイント講座

労働環境改善に向けて荷主がどのような取組ができるのかを、まとめた5回連載方式のショートセミナー動画を作成。
第１回を次のとおり公開。以後、「輸送の効率化（幹線輸送・地場輸送）」、「倉庫作業や情報の効率化」、「情報の効率化」をテーマに、２か月に１回を目安に順次公開予定。

	【テーマ】	【項目詳細】
令和3年6月1日 連載 第1話	**なぜ、荷主の協力が必要か？**	①現在の**危機的な物流実態と、改善に向けて荷主だからできること** ②危機的実態から**脱却するための取組プロセス全体像** ③取組を進めるうえでの**荷主の「役割」と「協力の型」**

■トラック運転者の長時間労働改善に向けた、2つの意見交換会

①「荷主連携マッチング～あい積(づみ)ミーティング～」

令和2年度から継続実施。令和３年７月～令和4年２月にかけ４つのテーマにて開催予定。
今年度は課題テーマについてあらかじめ枠を設け、より同じ問題意識の荷主どうしの連携につなげるよう工夫。開催結果をポータルサイトに掲載することにより、好事例の普及に繋げていく。

【課題テーマ】	【内容】
「関東エリア」「中部エリア」「関西エリア」に注目 令和3年７月(予定)	上記エリア間の幹線配送と上記エリア内の地場配送で荷主どうしの連携を検討しよう
モーダルシフトに注目 令和3年９月(予定)	同一コンテナ積合わせ (鉄道･船舶)で荷主どうしの連携を検討しよう [対象区間：関東⇔九州北部]
食品企業の方に注目 令和3年11月(予定)	幹線配送･地場配送で荷主どうしの連携を検討しよう
荷主どうしの連携で、悩みを解決！ 令和4年1･２月(予定)	困っている事を、何でも教えて下さい。あい積ミーティングが、解決のご支援をできるかもしれません！

②「物流の問題について国民と企業が一丸となり行う意見交換会（アイデアソン）」

運送事業者や荷主が抱えている「自らの力のみでは解決しがたい物流課題」について、運送事業者や荷主に限らない幅広い方の参加を募集し、意見交換会（アイデアソン）を開催。
議論のプロセスやアイデア等の成果をポータルサイトに掲載し、広く参考としていただく。

【意見交換会（アイデアソン）開催概要】

- 参加者　企業にお勤めの方、物流に関心のある国民の方を予定
- 実施時期　令和３年7月から９月までの連続する2日間（計3回）
- 課題テーマ：中小企業の事業者などで、トラック運転者の労働時間短縮に結びつくが、自らの力だけでは解決できない課題テーマ3つを、トラック事業者・荷主企業の従業者から募集
- 開催後の取組予定：議論のプロセスやアイデア等の成果をポータルサイトに掲載し、成果を普及。また、成果の検証を目的とした実証実験の実施も検討

＊アイデアソンとは、「アイデア」と「マラソン」を組み合わせた造語で、課題テーマ解決に向けて、参加者が一丸となって意見交換を行い、解決に向けた糸口を探す場のことを指す。

（２）働き方改革推進支援センターについて

「働き方改革推進支援センター」って何？

「働き方改革推進支援センター」は、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。

お近くの支援センターや出張所を、是非お気軽にご利用ください。

★ 以下の４つの取組をワンストップで支援します。

① **長時間労働の是正**
② **同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善**
③ **生産性向上による賃金引上げ**
④ **人手不足の解消に向けた雇用管理改善**

例えば、以下のようなことを総合的に検討して支援！

- 弾力的な労働時間制度
- 業種に応じた業務プロセス等の見直し方法
- 利用できる国の助成金

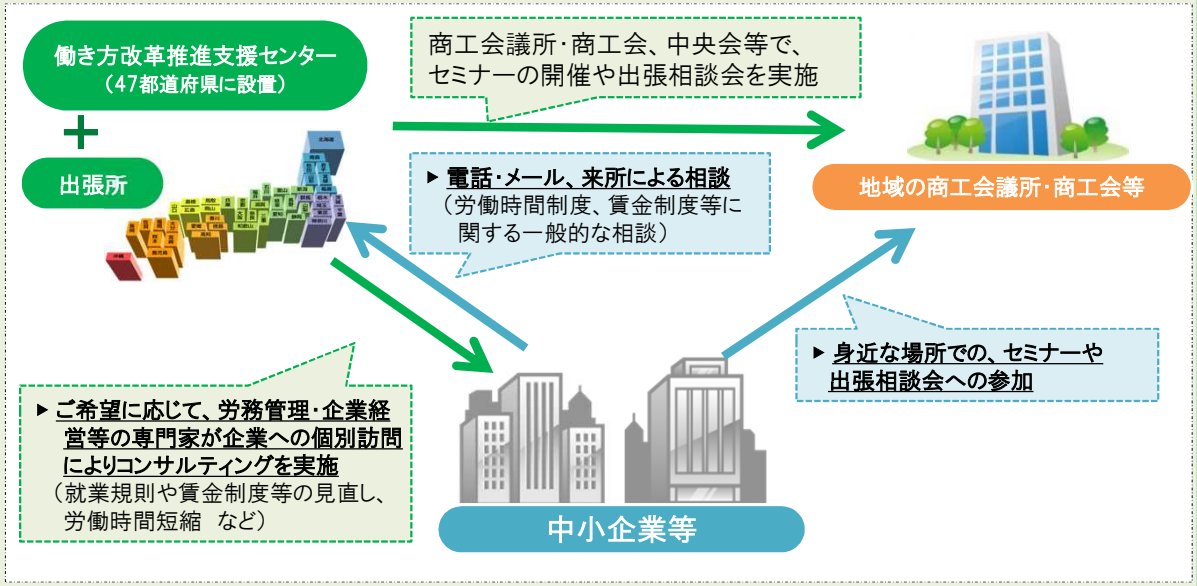

働き方改革推進支援センター連絡先一覧（令和３年度）

名称	住　所	電話番号
北海道働き方改革推進支援センター	札幌市中央区北１条西３丁目３－33　リープロビル３階	0800-919-1073
青森働き方改革推進支援センター	青森市本町５丁目５－６　青森県社会保険労務士会館	0800-800-1830
岩手働き方改革推進支援センター	盛岡市仙北２－10－17	0120-664-643
宮城働き方改革推進支援センター	仙台市宮城野区原町１丁目３－43　アクス原町ビル201	0120-97-8600
秋田働き方改革推進支援センター	秋田市大町３－２－44　大町ビル３階	0120-695-783
山形働き方改革推進支援センター	山形県山形市香澄町３－２－１　山交ビル４階	0800-800-3552
福島県働き方改革推進支援センター	福島市御山字三本松19－３	0120-541-516
茨城働き方改革推進支援センター	水戸市三の丸２－２－27　リバティ三の丸２階	0120-971-728
栃木働き方改革推進支援センター	宇都宮市宝木本町1140－200	0800-800-8100
群馬働き方改革推進支援センター	前橋市元総社町528－９	0120-486-450
埼玉働き方改革推進支援センター	さいたま市大宮区吉敷町１－103　大宮大鷹ビル306号	0120-729-055
千葉働き方改革推進支援センター	千葉市中央区中央４－13－10　千葉県教育会館本館７階	0120-174-864
東京働き方改革推進支援センター	千代田区神田富山町25　サンクス神田ビル２階	0120-232-865
神奈川働き方改革推進支援センター	横浜市中区尾上町５－77－２　馬車道ウエストビル６階	0120-910-090
新潟働き方改革推進支援センター	新潟市中央区天神１－12－８　LEXN　B　５階	0120-009-229
働き方改革推進支援センター富山	富山市赤江町１－７　富山県中小企業研修センター４階	0800-200-0836
石川働き方改革推進支援センター	金沢市尾山町９－13　金沢商工会議所会館３階	0120-319-339
ふくい働き方改革推進支援センター	福井市西木田２丁目８－１　福井商工会議所ビル１階	0120-14-4864
山梨働き方改革推進支援センター	山梨県中巨摩郡昭和町河西1232－１　ＨＵＣＯＭ内	0120-755-455
長野働き方改革推進支援センター	長野市岡田町215－１　フージャース長野駅前ビル８階	0120-088-703
ぎふ働き方改革推進支援センター	岐阜市神田町６丁目12番地　シグザ神田５階	0120-226-311
静岡働き方改革推進支援センター	静岡市葵区追手町44番地１　静岡県産業経済会館５階	0800-200-5451
愛知働き方改革推進支援センター	名古屋市千種区千種通７－25－１　サンライズ千種３階（タスクール内）	0120-006-802
三重働き方改革推進支援センター	津市栄町２－209　セキゴン第二ビル２階	0120-111-417
滋賀働き方改革推進支援センター	大津市打出浜２番１号　コラボしが21　５階	0120-100-227
京都働き方改革推進支援センター	京都市中京区堺町通夷川下る亀谷町167－１　デュピュイ亀屋ビル３階	0120-417-072
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター	大阪市北区天満二丁目１番30号　大阪府社会保険労務士会館５階	0120-068-116
兵庫働き方改革推進支援センター	神戸市中央区港島中町６－１　神戸商工会議所会館９階	0120-79-1149
奈良働き方改革推進支援センター	奈良市西木辻町343番地１	0120-414-811
和歌山働き方改革推進支援センター	和歌山市板屋町22－２　和歌山中央通りビル２階　2031号	0120-547-888
働き方改革サポートオフィス鳥取	鳥取市富安１丁目152番地　SGビル	0800-200-3295
島根働き方改革推進支援センター	松江市母衣町55番地４　島根県商工会館７階	0120-514-925
岡山働き方改革推進支援センター	岡山市北区厚生町３－１－15　商工会議所ビル１階　中小企業支援部内	0120-947-188
広島働き方改革推進支援センター	広島市中区基町11－13　合人社広島紙屋町アネクス４階	0120-610-494
働き方改革サポートオフィス山口	山口市吉敷下東１丁目７番37号　アネックス鳳陽Ｂ	0120-172-223
徳島働き方改革推進支援センター	徳島市南末広町５番８－８号　徳島経済産業会館２階	0120-967-951
香川働き方改革推進支援センター	高松市磨屋町５－９　プラタ59　２階　203	0120-000-849
愛媛働き方改革推進支援センター	松山市大手町２丁目５番地７　松山商工会館別館１階	0120-005-262
高知県働き方改革推進支援センター	高知市布師田3992－２　高知県産業振興センター内	0120-899-869
福岡働き方改革推進支援センター	福岡市博多区博多駅南１－７－14　BOIS博多305	0800-888-1699
佐賀働き方改革推進支援センター	佐賀県佐賀市川原町８－27　平和会館１階	0120-610-464
長崎働き方改革推進支援センター	長崎県長崎市五島町３－３　プレジデント長崎２階	0120-168-610
熊本働き方改革推進支援センター	熊本市中央区紺屋町２－８－１　熊本県遺族会館２階－７	0120-04-1124
大分働き方改革推進支援センター	大分県大分市府内町１－６－21　山王ファーストビル３階	0120-450-836
みやざき働き方改革推進支援センター	宮崎県宮崎市橘通東４－１－４　宮崎河北ビル７階	0120-975-264
鹿児島働き方改革推進支援センター	鹿児島市下荒田３－44－18　のせビル２階	0120-221-255
沖縄働き方改革推進支援センター	那覇市前島２－12－12　セントラルコーポ兼陽205	0120-420-780 0120-420-781

資料９－⑤

改善基準告示
見直しの検討状況

厚生労働省　労働基準局
監督課

1　実態調査の実施について（概要）

○　自動車運転者は、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあるため、過労死防止の観点から、働き方改革関連法施行後５年の特例適用までの間、速やかに改善基準告示の見直しを検討するよう求められた（※1）ところ。

（※1）平成30年５月25日付け衆議院厚生労働委員会附帯決議、同年６月28日付け参議院厚生労働委員会附帯決議

○　自動車運転者の多様な勤務実態や、業務の特性を踏まえた基準を定めるため、**令和２年10月に全国の貨物自動車運送・旅客自動車運送事業者**、**自動車運転者を対象に実態調査を実施**し、**同調査の結果を踏まえ、改善基準告示見直しの議論を行う**もの。

（1）実態調査の調査対象について

３業態合計で、全国で**1,293の事業場、9,590名の自動車運転者**を対象に実態調査を実施した。

	事業場数	自動車運転者数	内訳(平均)
トラック	705事業場	4,230人	47都道府県 ×15営業所×6名

（2）回答状況について

	事業者調査	自動車運転者調査
トラック	257件（36.5%）	1,172件（27.7%）

10月頃に実態調査を実施予定

・事業場：1,410社

・自動車運転者：8,460名

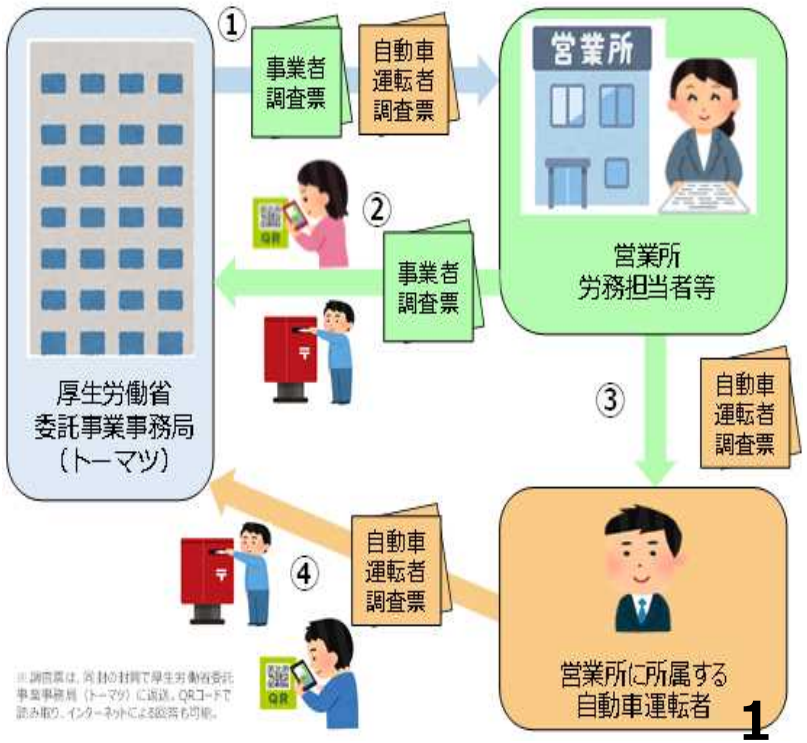

2　実態調査結果概要（１日の拘束時間の実態について）

【事業者調査】

○　繁忙期（※１）において、１日の拘束時間が「13時間以下」の割合は、全業態で６割を超えており、トラックが62.8％であった。

○　繁忙期において、１日の拘束時間が「16時間超」の割合は、全業態で１割未満であり、トラックが4.3％であった。　（※１）2019年の最も忙しかった月を対象として調査。以下、本資料において同じ。

【自動車運転者調査】

○　最も忙しかった１日における拘束時間（※２）が「13時間以下」の割合は、トラックが36.8％であった。

○　最も忙しかった１日における拘束時間が「16時間超」の割合は、トラックが15.0％であった。

（※２）2019年１月から12月までにおいて、最も忙しかった日をいう。以下、本資料において同じ。

【事業者調査】

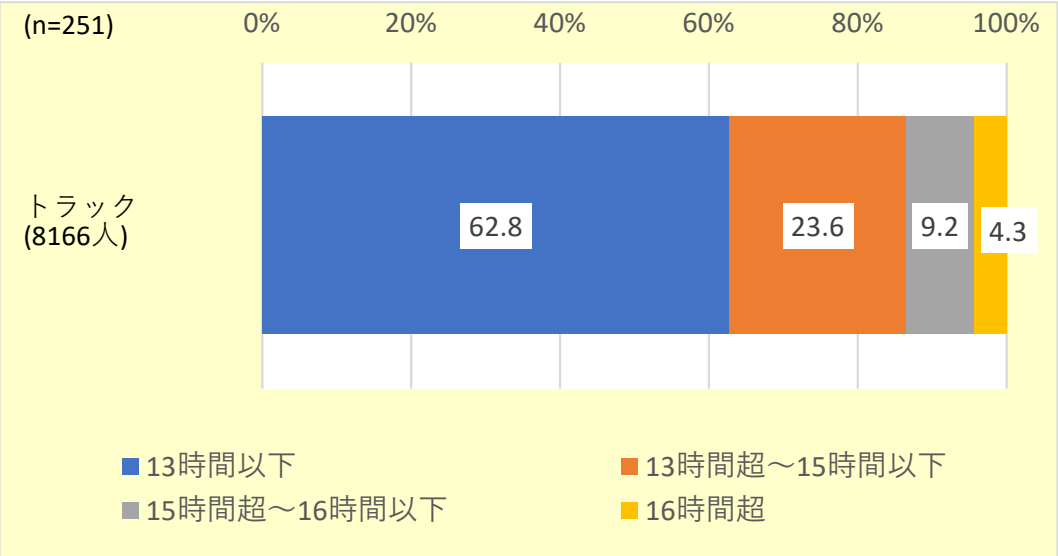

【自動車運転者調査】

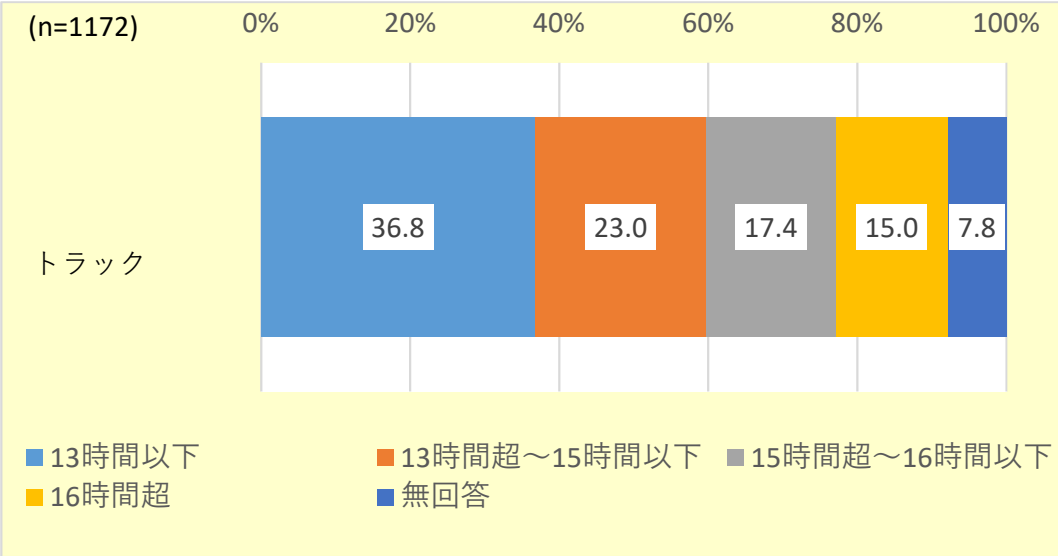

2　実態調査結果概要（休息期間の実態と適切と思う休息期間に

【自動車運転者の休息期間の実態について】
○　最も忙しかった日における休息期間が「８時間以上」の割合は、全業態で７割を超えており、トラックでは71.3%であった。

【自動車運転者の適切と思う休息期間について】
○　自動車運転者が適切と思う休息期間が「８時間以上」の割合は、全業態で６割を超えており、トラックでは68.2%であった。そのうち「10時間以上」の割合は、全業態で最も高い割合であり、トラックでは47.6%であった。

【自動車運転者調査：休息期間の実態】

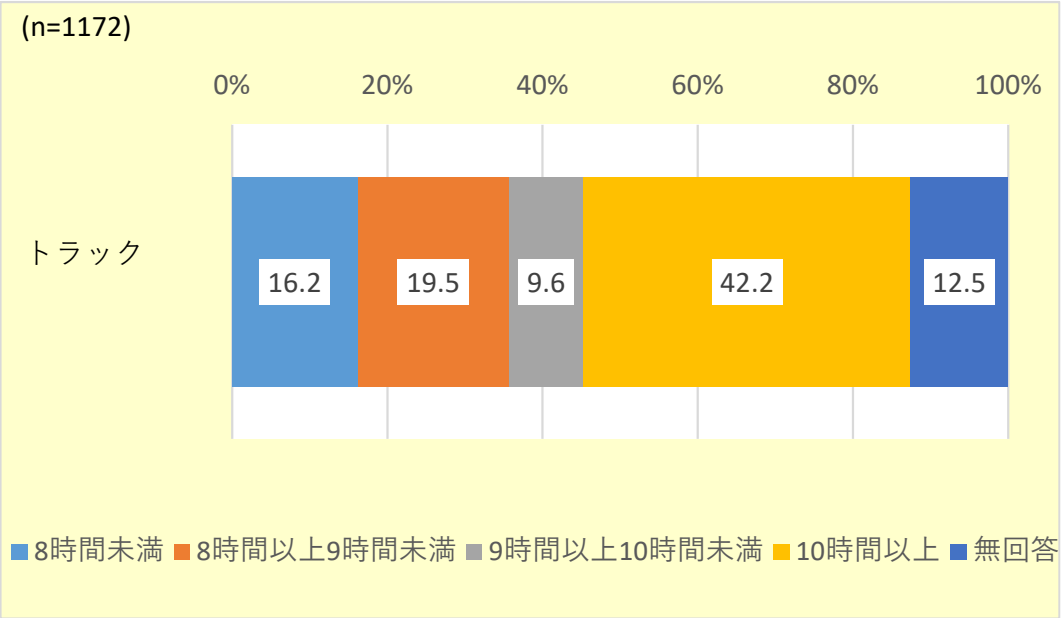

【自動車運転者調査：適切と思う休息期間】

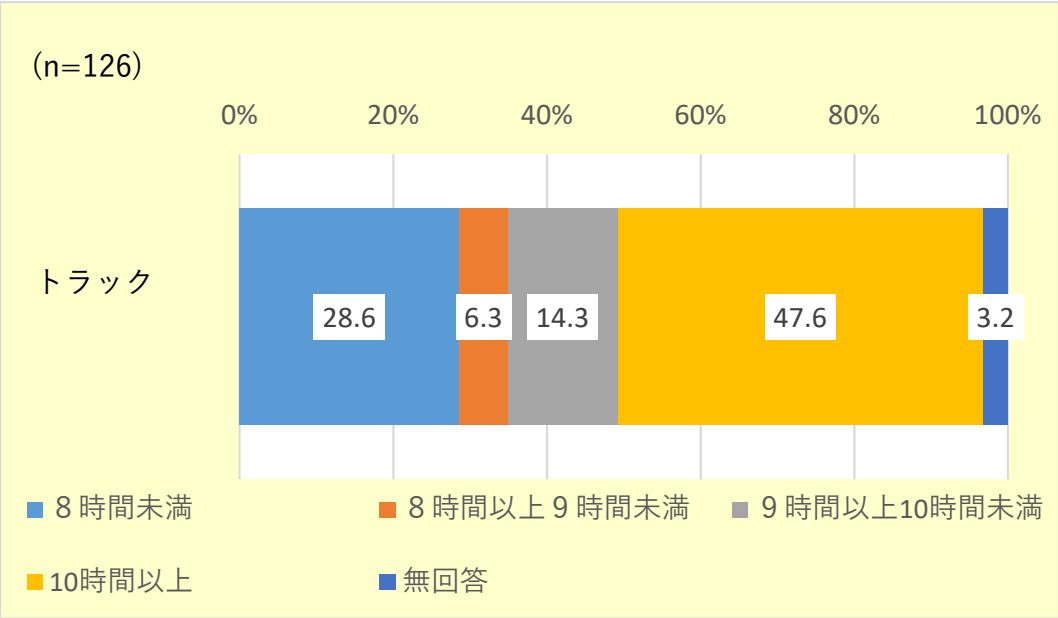

2　実態調査結果概要（１ヶ月の拘束時間の実態について）

【事業者調査】

○　繁忙期において、1ヶ月の最大拘束時間（※３）を超えた割合は、トラックが5.2%であった。

（※３）トラックでは「320時間」。以下、本資料において同じ。

○　繁忙期において、１ヶ月の拘束時間が限度時間（※４）以下である割合は、全業態で８割を超えており、トラックが81.7%であった。なお、「275時間未満」の割合は、全業態で５割を超えており、トラックが56.4%であった。

（※４）トラックでは「293時間」。以下、本資料において同じ。

【自動車運転者調査】

○　最も忙しかった１ヶ月における拘束時間の限度を超えていた割合は、トラックが21.4%であった。

○　最も忙しかった１ヶ月における拘束時間が「275時間未満」の割合は、トラックが42.6%であった。

【事業者調査】

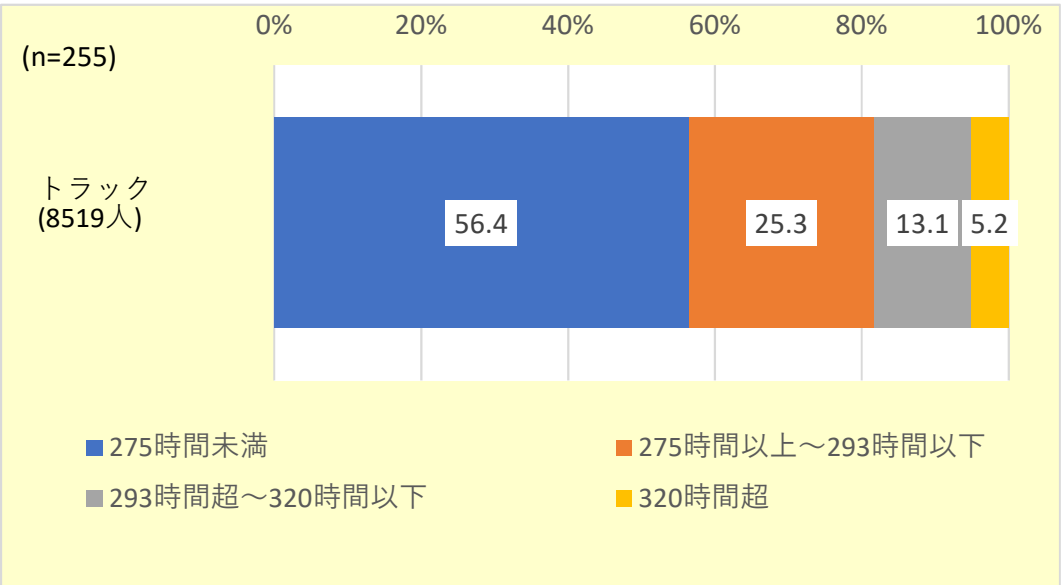

【自動車運転者調査】

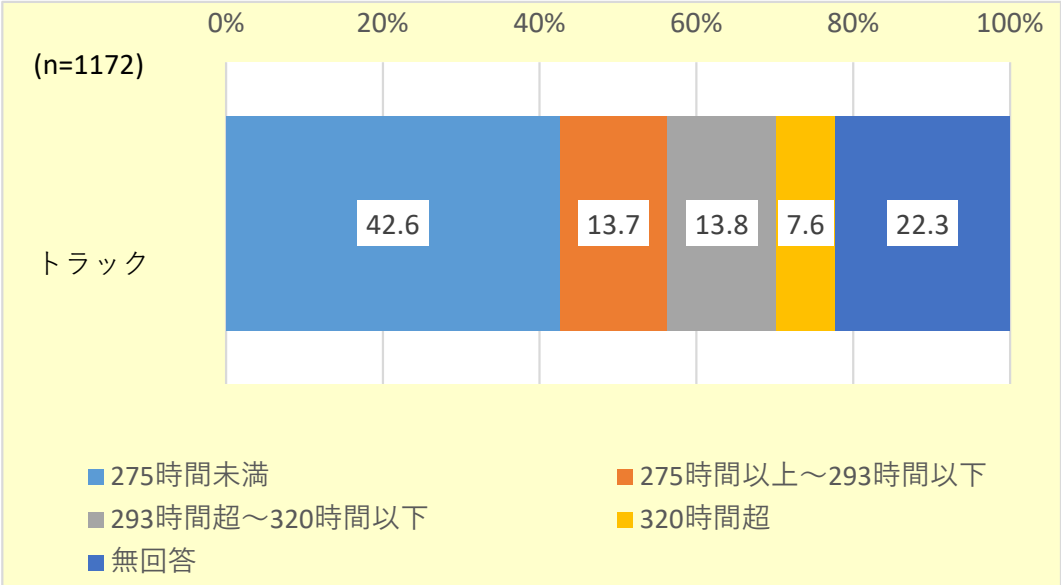

２ 実態調査結果概要（１年の拘束時間の実態について）

【事業者調査】

○　１年の拘束時間の限度時間（※５）を超えていた割合は、全業態で１割未満であり、トラックが5.0%であった。

（※５）トラックの場合、1年3,516時間

○　１年の拘束時間が「3,300時間未満」の割合は、全業態で７割を超えており、トラックが70.7%であった。

【事業者調査：１年の拘束時間の実態】

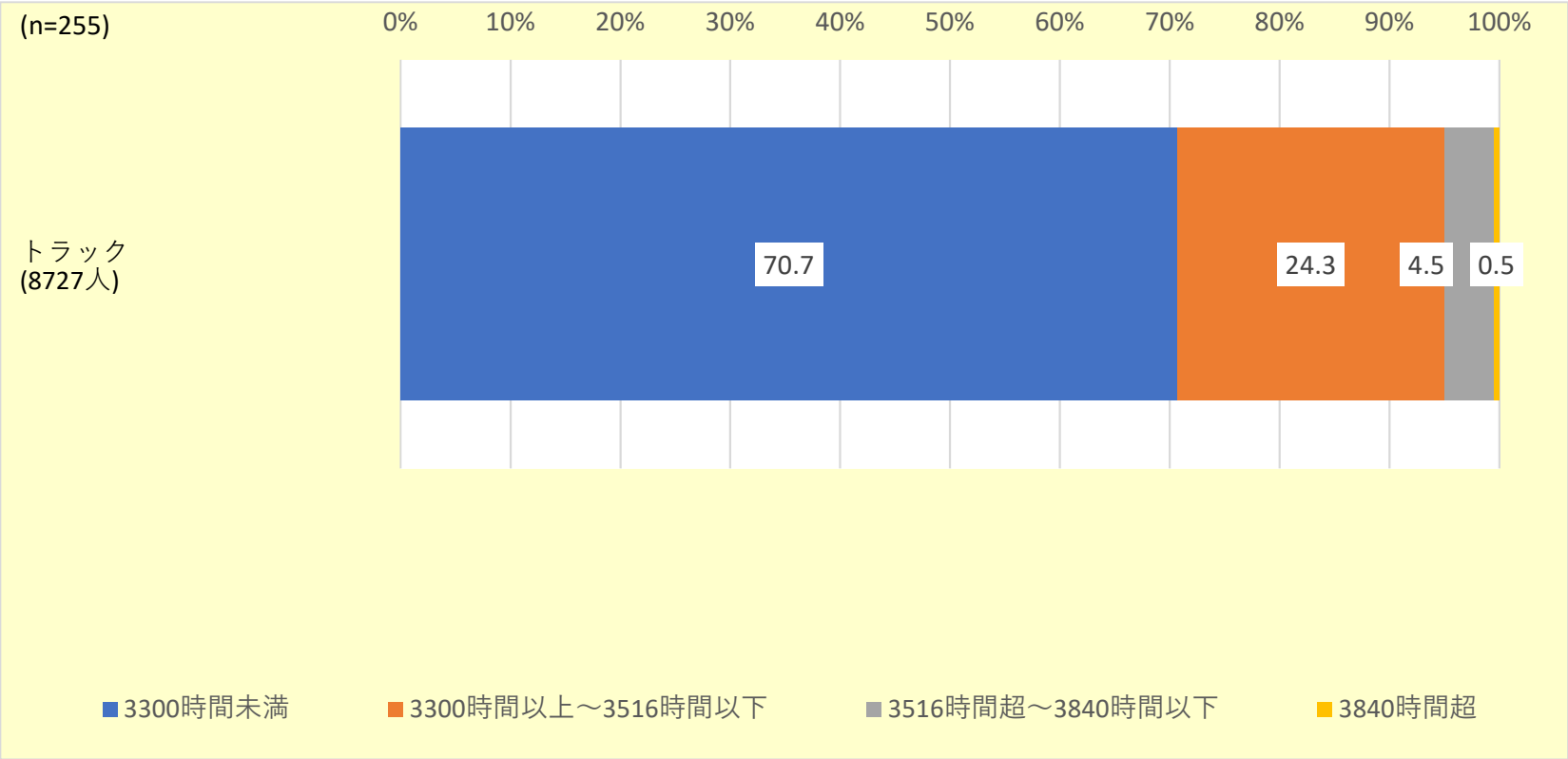

2　実態調査結果概要（連続運転時間の実態について）

【事業者調査】

○　繁忙期において、連続運転時間が「４時間以下」の割合は、全業態で９割を超えており、トラックが92.1％であった。

○　繁忙期において、連続運転時間が「４時間超」の割合は、全業態で１割未満であり、トラックが8.0％であった。

【自動車運転者調査】

○　最も忙しかった日における連続運転時間が「４時間以下」の割合は、全業態で６割を超えており、トラックが64.4％であった。

○　最も忙しかった日における連続運転時間が「４時間超」の割合は、全業態で３割未満であり、トラックが25.1％であった。

【事業者調査】

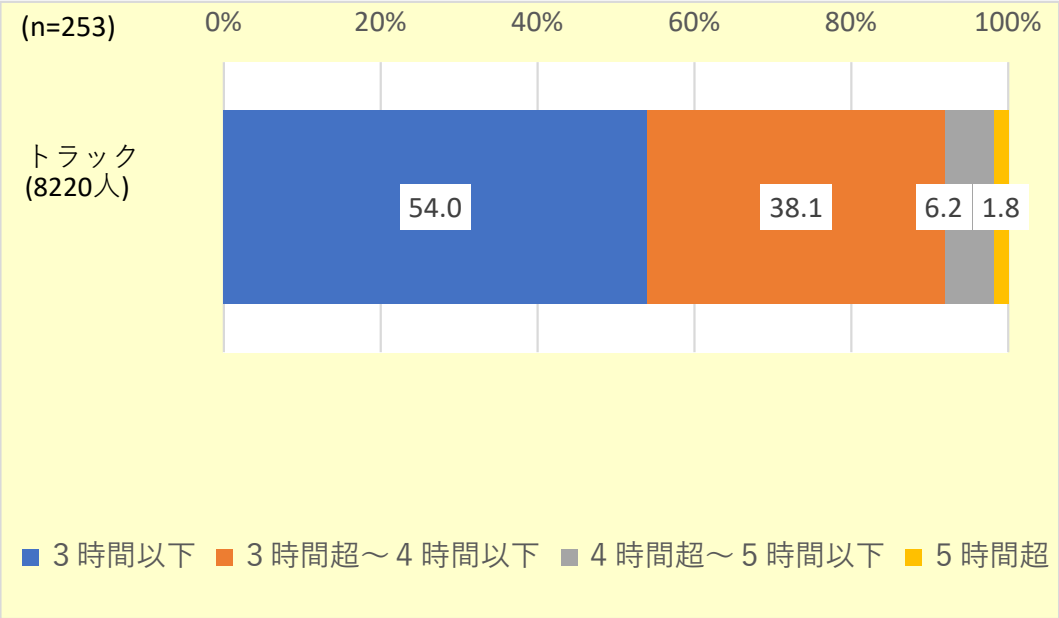

【自動車運転者調査】

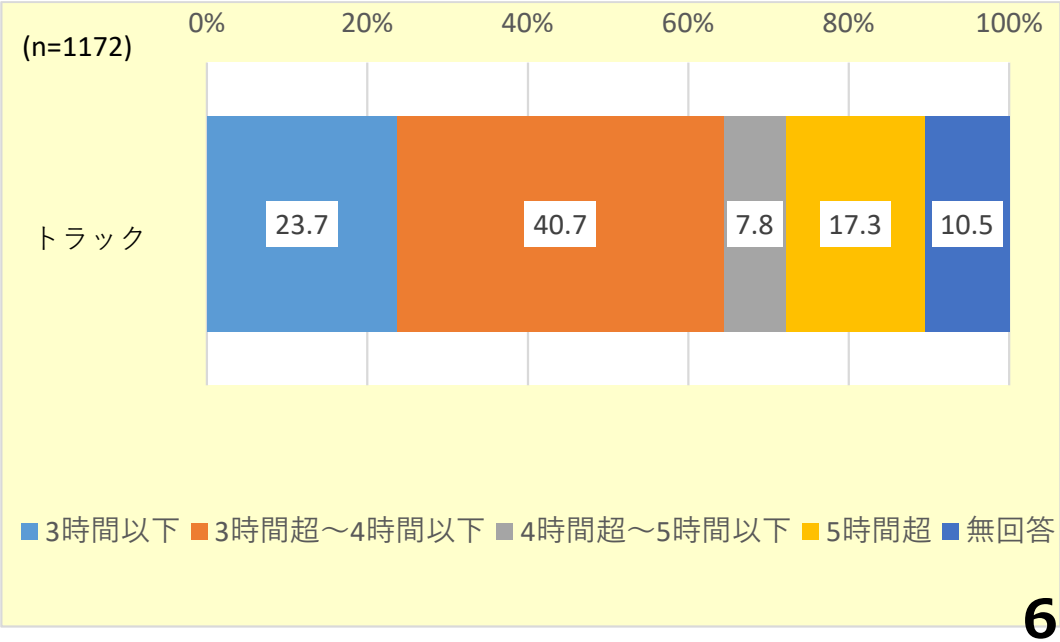

参考資料

改善基準告示の見直しについて

第４回自動車運転者労働時間等専門委員会資料（令和２年10月５日）

◆　自動車運転者は、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあるため、過労死防止の観点から、働き方改革関連法施行後５年の特例適用までの間、速やかに改善基準告示の見直しを検討するよう求められた（※１）ところ。（※１）平成30年５月25日付け衆議院厚生労働委員会附帯決議、同年６月28日付け参議院厚生労働委員会附帯決議

◆　自動車運転者の多様な勤務実態や、業務の特性を踏まえた基準を定めるため、全国の運送事業者、自動車運転者を対象に実態調査を行い、同調査の結果を踏まえ、改善基準告示見直しの議論を行うもの。

- 令和元年11月25日　労働条件分科会　：「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置
- 令和元年12月19日　第１回専門委員会　：　議論の進め方、実態調査検討会の設置
- 令和２年１月～令和２年３月　実態調査検討会の開催（計９回）
- 令和２年６月12日　第２回専門委員会　：　実態調査の方向性について
- 令和２年８月27日　第３回専門委員会　：　実態調査の概要について、調査票（案）について
- 令和２年10月５日　第４回専門委員会　：　実態調査の詳細について、調査票（案）について
- 令和３年４月 ～ 令和４年　：　改善基準告示見直しに向けた議論
  （令和４年12月までに、改善基準告示改正）
- 令和６年４月　：　改善基準告示施行

実態調査検討会

・ハイヤー・タクシー
令和２年１月30日、２月14日、３月10日
・トラック
令和２年1月31日、２月17日、３月６日
・バス
令和２年１月31日、２月27日、３月25日

実態調査の実施

・令和２年10月～12月頃まで

・業態別の作業部会、専門委員会を複数回開催予定
・令和３年度は、随時、調査を実施予定

	営業所数	自動車運転者数	内訳
ハイヤー タクシー	188営業所	3,760人	47都道府県×4営業所×20名
トラック	705営業所	4,230人	47都道府県×15営業所×6名
バス	400営業所 ・乗合280営業所（うち、一般路線200、高速80）、貸切120営業所	1,600人 ・乗合1,120人（うち、一般路線800、高速320）、貸切480人	47都道府県×8.5営業所×４名

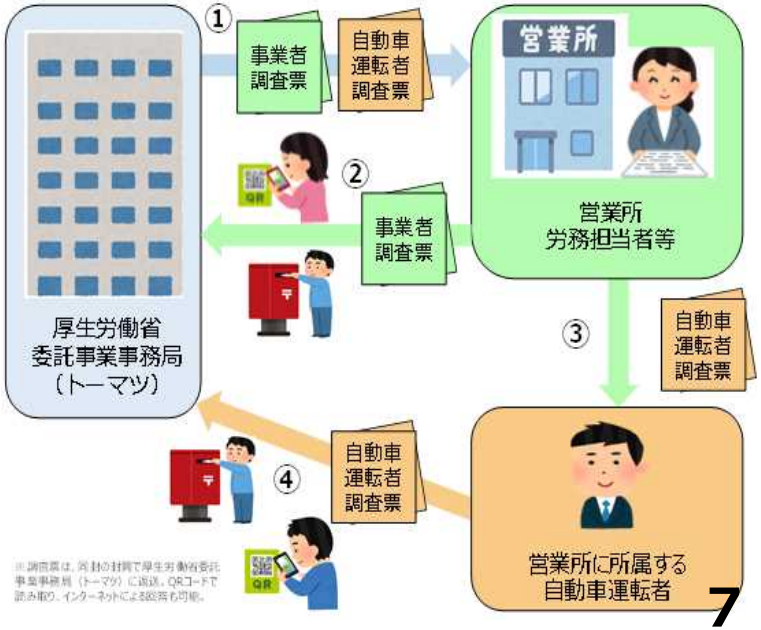

① 委託業者から、営業所の労務担当者等に調査票（※２）、（※３）を送付する。
（※２）事業者調査票と自動車運転者調査票、（※３）バスについては、本社労務担当者に調査票を送付

② 営業所の労務担当者等は事業者調査票に必要事項を記載(※４)の上、期日までに同封の返信用封筒で委託業者に事業者調査票を送付する。（※４）同封のQRコードで回答し、送信する方法も可能

③ 営業所の労務担当者等から、選定条件に合致した自動車運転者に対し自動車運転者調査票（返信用封筒含む）を手交し、記載を依頼する。

④ 営業所の労務担当者等から、自動車運転者調査票（返信用封筒含む）を交付された後、自動車運転者調査票に必要事項を記載（※５）し、期日までに同封の返信用封筒で委託業者に自動車運転者調査票を送付する。（※６）
（※５）同封のQRコードで回答し、送信する方法も可能、（※６）ヒアリング調査については、委託業者が、自動車運転者の通信調査の結果を確認後、業態毎に数十人対象を選定し、実施